

原油等価格高騰等に伴う経済対策(生活衛生関係営業)

月日	関係閣僚会議	決定事項等	生活衛生関係営業対策
平成19年12月25日	原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議(第2回)	原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具体化について(取りまとめ)	<p>①低利融資による支援等 国民生活金融公庫における生活衛生セーフティネット貸付等により、売上や業績が落ち込んでいる営業者に対して、幅広くきめ細かに資金を供給。また、国民生活金融公庫に対し、営業者の実情に応じた返済猶予等既往債務の条件変更等に配慮要請(平成19年1月27日)</p> <p>(具体的な内容) ○特別相談窓口の設置(継続) ○低利融資による支援(継続) 生活衛生セーフティネット貸付等による資金の供給。省エネ施設、設備に対する特別利率 ●既往貸付の返済条件の緩和(新規) 平成19年11月27日に国民生活金融公庫に配慮要請 ●円滑な資金供給への対応(新規) 平成19年11月27日に国民生活金融公庫に配慮要請</p> <p>②一般公衆浴場の確保対策(継続) 物価統制令により入浴料金の上限が設けられている一般公衆浴場について、平成19年12月12日に、各都道府県あてに一般公衆浴場の確保対策に努めるよう要請(平成17年7月26日にも要請)</p>
平成20年6月26日	原油等価格高騰に関する緊急対策関係閣僚会議	原油等価格高騰に関する緊急対策関係閣僚会議	<p>①クリーニング業における原油等の価格上昇分の転嫁等を利用者に対して説明するポスターを作成し配布する。(平成20年8月20日)</p> <p>②国民生活金融公庫による生活衛生セーフティネット貸付の融資限度額の別枠・倍増化、元本返済据え置き期間の延長。</p> <p>③国民生活金融公庫における特別相談窓口の設置等の周知・徹底。</p>
平成20年8月29日	「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議	安心実現のための緊急総合対策	<p>①クリーニング業、公衆浴場業等の経営相談・指導の強化 ・都道府県指導センターに対して、経営相談・指導の強化に関する通知発出(平成20年9月5日)</p> <p>②資金調達の円滑化 国民生活金融公庫に対して、迅速、的確な資金貸付の配慮要請(平成20年9月1日)及び特別説明会の開催要請(平成20年10月1日)</p>
平成20年10月30日	新たなる経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議	「生活対策」	<p>※中小企業向けの緊急信用保証枠の拡大(中小企業庁) ・飲食業関係が追加指定(クリーニング業、旅館業は、既指定済)</p>

平成20年8月20日厚生労働省発表

《照会先》
厚生労働省健康局生活衛生課

課長 松岡 正樹

課長補佐 久保田 豊

代表 03-5253-1111 (内線 2433)

夜間直通 03-3595-2301

クリーニング業における原油等価格高騰対策ポスターについて

1 ポスター作成の趣旨、概要

昨年末より続く未曾有の原油価格高騰により、食料、飼料、原材料等価格の高騰と相まって、各業界、国民生活全体に影響が出ている。クリーニング業界においても、洗剤・溶剤等の値上がりにより大きな影響を受けている。

今般、厚生労働省として、本年6月26日の「原油等価格高騰対策」(原油等価格高騰に関する緊急対策関係閣僚会議)を踏まえ、以下の趣旨により別添のポスターを作成した。

- クリーニング業において、ボイラー燃料及び洗剤・溶剤並びに包装材といった原油を主要原材料とする資材等が値上がりしている中、中小零細企業が多く、価格転嫁について苦慮している状況にある。
- 個々のクリーニング業の営業者が、今後とも「衛生水準の確保」と「安定したサービスの提供」を行なうためには、原油等の価格上昇分の転嫁等を行なうことが必要となっている状況について、利用者に説明し、理解を求めるためポスターを作成した。

(参考)

6月26日「原油等価格高騰対策」(詳細版)抜粋

○原油等価格上昇分の転嫁に関する周知(新規)

クリーニング業における原油等の価格上昇分の転嫁等について利用者に対して説明するポスターを作成する。

※ 「原油等価格高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koutou/index.html>

2 ポスターの配布、周知

ポスター15万部を業界団体及び都道府県生活衛生営業指導センターを通じて全国の事業者へ配布し、周知を行う。

また、厚生労働省ホームページ等を通じて周知を行う。

(参考)

1 クリーニング業の概要

- クリーニング業は、人体の分泌物、ほこり、微生物等により汚染された衣料等を処理する営業であり、特に近年はノロウイルス等といった感染症への対策が求められ、国民の日常生活において、公衆衛生上の重要な役割を果たしている。
- 当該業種は国民生活に密着した業種であり、適切な価格設定等によって経営の安定化を図ることで、クリーニング所における施設・設備及びクリーニング製品の「衛生水準の確保」を行うことが不可欠であり、また、衛生的で快適な衣料・住環境を確保するため、クリーニング業における「安定したサービスの提供」を行うことが重要となっている。
 - ・一般クリーニング所・・・自家処理施設を有し、家庭等から出される洗濯物を扱うクリーニング店をいう。
なお、リネンサプライは、繊維製品を貸与して使用させ、その使用後回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行う事業をいう。
 - ・クリーニング取次所・・・自らはクリーニングをしないで、顧客と洗濯物を処理するクリーニング業者との間に立ち、洗濯物の受取り、引き渡しのみを行う営業をいう。

2 営業施設数（平成18年度末）

クリーニング営業件数	143,367件
（内訳） 一般クリーニング所	40,542件
取 次 所	102,825件

3 原油等原材料価格の推移

—(H16.6)と(H20.6)における価格状況—

製品名	単位	平成16年	平成20年	変動比
		6月	6月	(4年間)
石油系溶剤	1ℓ	¥160	¥250	156%
ワイシャツ包装用ポリチューブ	360m	¥700	¥1,150	164%
スーツ用包装用ポリチューブ	600m	¥3,200	¥5,100	159%
プラスチックハンガー	1本	¥11.3	¥15.9	141%

出展：東京都クリーニング機材商工業協同組合データ提供

優しい生活環境を守りたい

クリーニング業界では

衛生水準の確保と

安定したサービスの提供のため

原油等の価格上昇分の転嫁等が

必要となっています。

ご利用の皆さんにはご理解のほど

よろしくお願ひ申し上げます。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生関係営業者に対する経営相談・指導等の充実強化等について

昨今の原油等の価格高騰は、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）に対しても深刻な影響を与えており、厚生労働省としては、原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議において平成20年6月26日に取りまとめられた「原油等価格高騰対策」に基づき各般にわたる施策を実施しております。

また、平成20年8月29日には、政府・与党において「安心実現のための緊急総合対策」が決定され、中小・零細企業等への支援として生衛業への支援が盛り込まれたところです。

このような状況下においては、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）の役割・機能が重要であり、経営指導員、経営特別相談員の資質の向上はもとより、中小企業診断士等の専門家を積極的に活用し、地区相談の実施か所や巡回相談の回数の増加等相談指導機能の強化を図ることにより、価格高騰により影響を受けている営業者に対し、経営の合理化・安定化や資金繰り等を支援するための経営相談・指導の充実強化を図る必要があります。

また、本年10月から発足する株式会社日本政策金融公庫に承継される生活衛生資金貸付は、営業者の経営の安定化を支援する上での有効な方策であることから、日本政策金融公庫（本年9月までは国民生活金融公庫）、都道府県センター及び生活衛生同業組合等関係機関による当該貸付の円滑な利用等に関しての定期的な説明や意見交換を行う場を設け、現下の厳しい経済状況の下で貸付制度の効果的な活用を支援する必要があります。

平成20年度生活衛生営業指導費補助金については、平成20年8月28日衛発第0828001号本職通知にて内示したところですが、一部の都道府県センターにおいて相談指導事業のうち税務相談や地区相談指導を実施していない、また、活性化事業についても、多くの事業についてその実施割合が低い状況にあります。

については、原油等価格高騰が営業者に与える影響を十分かんがみ、20年度における積極的な事業の実施について再度ご検討していただき、取組事業の充実、拡大を図られるようよろしくお願いします。

追加実施する事業については、予算の範囲内において追加内示いたしますので改めて協議書を提出して下さいますよう重ねてお願いします。

(照会先)
厚生労働省健康局生活衛生課
担当 小山（おやま）
電話 03-5253-1111(内線2437)

財政第418号
健発第0901003号
平成20・08・29中庁第2号
平成20年9月1日

国民生活金融公庫

総裁 薄井 信明 殿

財務省大臣官房総括審議官 川北 力

厚生労働省健康局長 上田 博三

中小企業庁長官 長谷川 榮一

「安心実現のための緊急総合対策」を踏まえた貸付の実施について

政府としては、先般8月29日付けで「安心実現のための緊急総合対策」を決定し、中小企業の資金繰り対策に万全を期すこととした。

貴公庫におかれでは、日頃より、小規模事業者等に対するきめ細かい配慮が行われているものと承知しているが、原油・原材料価格上昇等により小規模事業者等に重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、貸出手続きの迅速化等適時適切な貸出、返済猶予等既往債務の条件変更につき、引き続き個別企業の実情に応じた十分な対応に配慮されたい。

また、代理店に対しても、上記趣旨について、十分周知徹底されるよう図られたい。

健衛発第1001004号
平成20年10月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生資金貸付制度特別説明会の開催について

本年10月1日より、国民生活金融公庫等政策金融機関が統合した株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が発足しましたが、これまで国民生活金融公庫において実施されてきた生活衛生関係営業者に対する貸付制度である生活衛生資金貸付についてはそのまま承継されております。

公庫の設立に当たっては、株式会社日本政策金融公庫法案等に対する衆・参内閣委員会の附帯決議において、「引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図り、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、十分配慮すること」の旨が求められているところであります。

しかしながら、株式会社として統合することによって、組織が大きくなるとともに利益の追求を重視するために、融資が受けにくくなるのではないかといった不安を抱いている生活衛生関係営業者もいます。

については、昨今の原油・原材料価格上昇等による経済情勢の悪化で生活衛生関係営業者の経営に深刻な影響を与えていること等も踏まえ、公庫の発足に併せ、生活衛生関係営業者に対し生活衛生資金貸付制度に関して再度周知を行い、生活衛生関係営業者が融資に対して不安をもつことのないよう、円滑な移行を図る必要があります。

このようなことから、各都道府県におかれましては、統合による生活衛生関係営業者の方々の不安を解消し、公庫の融資をさらに活用していただくために、都道府県生活衛生営業指導センターを主体とするなどして、公庫支店及び各生活衛生同業組合と連携を図り、生活衛生資金貸付制度の概要、特別相談窓口の設置状況及び融資申込等に当たっての注意事項等に関する説明会を平成20年度末までに、地域の実情に応じて都道府県内数か所で開催していただきますようご協力方よろしくお願ひいたします。

また、当該説明会実施の際には、融資制度の説明のほか、中小企業診断士等有識者による講演、都道府県生活衛生営業指導センター又は都道府県生活衛生同業組合の実施事業の説明等を行うなど、生活衛生関係営業のより一層の振興の推進が図られるよう御配慮願います。

なお、当該説明会に経費を要する場合については、平成20年度生活衛生営業指導費補助金の範囲内において追加内示することも可能ですので、必要な対応方よろしくお取り計らい願います。

(照会先)
厚生労働省健康局生活衛生課
担当 吉田 03-5253-1111 (内線2434)